

岩手県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成25年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人ハレルヤ会	盛岡市緑が丘四丁目1番 60号	指定居宅介護支援事業所 こんにちわ	岩手郡滝沢村滝沢字葉の 木沢山556番地17	平成25年8月25日